

住民税非課税世帯などに対する 臨時特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、さまざまな困難に直面した人々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円を現金給付します。

①住民税非課税世帯(基準日(令和3年12月10日)に、守山市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯)

②家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯)

※①②とも、住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は除く。

支給額 1世帯当たり10万円(1世帯当たり1回限り。①②の重複受給はできません)

①住民税非課税世帯

対象世帯には、2月下旬(予定)に確認書を送付しますので、内容を確認し必要事項を記入して返送してください。記入方法など詳しくは、同封の記入例や市ホームページでお知らせします。

※今回の給付金は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、郵送に限るものとし、市役所窓口での受付は行いません。

②家計急変世帯

対象となる世帯は申請が必要です。申請方法など詳しくは、準備ができ次第、市ホームページでお知らせします。

生活支援相談課

給付金担当 ☎(516)4090 ☎(582)1138



ホームページ

申告は正しく、お早めに

草津税務署 ☎(562)1315

市税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

令和4年度市県民税の申告と令和3年分所得税の確定申告を、3月15日(火)まで受け付けます。

期間中は、地区会館などへの巡回や市全体会場を設け、市県民税の申告のほか、給与、年金、農業などの所得者および還付申告者などの所得税の確定申告の相談と受け付けを行います。

日程表など詳しくは、広報もりやま2月1日号または市ホームページをご覧ください。

なお、3月15日(火)までは、市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。草津税務署の署外会場(所得税の納付や還付がある人)または、市の巡回会場へお越しください。

●休日の申告・相談

2月20日(日)、27日(日)は、大津税務署に大津・草津税務署の合同申告作成会場が開設されます。

※会場は草津税務署ではありませんのでご注意ください。

●税理士による無料税務相談

小規模な事業主(農業所得を含む)や簡易な相談など、税理士が申告書作成のアドバイスを行います。

※譲渡所得・贈与税・相続税の申告をする人は利用できません。

時 2月18日(金)午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

所 守山商工会議所 2階 大ホール

●申告書はインターネットで作成ができます

国税庁のホームページから確定申告書を作成し、電子申告や印刷して郵送することができます。詳しくは国税庁ホームページまたは、草津税務署へご確認ください。



市ホームページ



国税庁
ホームページ

